

○国家公安委員会告示第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和三年四月十六日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようによに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。</p> <p>第3節 横断の仕方</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 信号機のない場所で横断しようとするとき</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p><u>(5)</u> 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>1 自転車に乗るに当たつての心得</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p><u>(9)</u> 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第6章 危険な場所などでの運転</p> <p>第4節 悪天候など</p>	<p>第2章 歩行者の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第3節 横断の仕方</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>(5)</u> [同左]</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>(9)</u> [同左]</p> <p><u>(10)</u> [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第6章 危険な場所などでの運転</p> <p>第4節 悪天候など</p>

悪天候で道路の状態が悪いと思われるときや交通が混雑しそうな道路を通行するときなどは、まずラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話を掛けたりして、道路や交通の状況を確認しましょう。

[1・2 略]

3 霧などのときの運転

(1) 霧や吹雪などは、視界を極めて狭くします。霧灯（淡黄色などの補助前照灯）のあるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけましょう。中心線やガードレールや前の車の尾灯を目安にし、速度を落として運転しましょう。

[(2) 略]

[同左]

[1・2 同左]

3 霧のときの運転

(1) 霧は、視界を極めて狭くします。霧灯（淡黄色などの補助前照灯）のあるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけましょう。中心線やガードレールや前の車の尾灯を目安にし、速度を落として運転しましょう。

[(2) 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。</p> <p>なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。</p> <p>[1 略]</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) 歩行者の心得</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 内容</p> <p>[ア)～(エ) 略]</p> <p>(オ) 横断の仕方</p> <p>[a・b 略]</p> <p>c 信号機のない所で横断しようとする場合</p> <p>横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くでない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。<u>また、手を上げるなどして運</u></p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>[同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>[ア)～(エ) 同左]</p> <p>(オ) [同左]</p> <p>[a・b 同左]</p> <p>c [同左]</p> <p>横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くでない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。<u>また、横断中も車両が近づい</u></p>

転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすること、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

[カ)・キ) 略]

[(2)～(5) 略]

[3・4 略]

第2節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

[1 略]

2 児童に対する交通安全教育の内容

[(1)～(3) 略]

(4) 自転車の利用者の心得

[ア 略]

イ 内容

[(7) 略]

(イ) 自転車に乗るに当たっての心得

てこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

[カ)・キ) 同左]

[(2)～(5) 同左]

[3・4 同左]

第2節 児童に対する交通安全教育

[同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[(7) 同左]

(イ) [同左]

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。

[(ウ)～(ケ) 略]

[(5)・(6) 略]

[3・4 略]

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

[1 略]

2 中学生に対する交通安全教育の内容

[(1)・(2) 略]

(3) 自転車利用者の心得

[ア 略]

イ 内容

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び反射材用品等を着用することを指導する。

[(ウ)～(ケ) 同左]

[(5)・(6) 同左]

[3・4 同左]

第3節 中学生に対する交通安全教育

[同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が

歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

[イ] 略]

[(4)・(5)] 略]

[3] 略]

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

[1] 略]

2 高校生に対する交通安全教育の内容

歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。

[イ] 同左]

[(4)・(5)] 同左]

[3] 同左]

第4節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

[1] 同左]

2 [同左]

[(1) 略]

(2) 歩行者の心得

ア 目標

歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させることにより、交通安全意識の高揚を図る。

また、免許を受けた者に対しては、歩行者の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者の特性を踏まえて安全に運転ができるようにする。

イ 内容

歩行者に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要のある事項を教則第2章の内容に沿って指導する。

(7) 横断中の事故等の歩行者が当事者である事故の発生原因等

(4) 道路の横断等における幼児、児童、高齢者、目の見えない人及び身体の不自由な人の保護

(3) 自転車の利用者の心得

[ア 略]

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し

[(1) 同左]

[加える。]

(2) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し

、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

(4) [略]

(5) [略]

[3 略]

第5節 成人に対する交通安全教育

[1 略]

2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

[(1) 略]

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 状況に応じた運転能力の向上

[a 略]

b 内容

[(a)～(c) 略]

(d) 霧等の場合の運転

、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。

(3) [同左]

(4) [同左]

[3 同左]

第5節 成人に対する交通安全教育

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

ア [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

[a 同左]

b [同左]

[(a)～(c) 同左]

(d) 霧の場合の運転

霧、吹雪等（以下「霧等」という。）が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧等の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止のために必要に応じて警音器を使用すること等の霧等の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。

[(e)・(f) 略]

[(x)・(o) 略]

[イ 略]

[(3) 略]

[3 略]

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

[(1) 略]

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要

霧が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止のために必要に応じて警音器を使用すること等の霧の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。

[(e)・(f) 同左]

[(x)・(o) 同左]

[イ 同左]

[(3) 同左]

[3 同左]

4 [同左]

[同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

[同左]

のある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

[ア 略]

イ 自転車の利用者の心得

[ア～カ 略]

カ 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果

[ウ 略]

[(3) 略]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

[1 略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

[(1)～(3) 略]

(4) 自転車の利用者の心得

[ア 略]

イ 内容

[ア・イ 略]

ウ 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章

[ア 同左]

イ [同左]

[ア～カ 同左]

[加える。]

[ウ 同左]

[(3) 同左]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

[同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[ア・イ 同左]

ウ [同左]

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章

の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

[(5)～(7) 略]

[3 略]

4 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。

そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせることなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には以下の内容について指導する。

[(1)・(2) 略]

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの

の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。

[(5)～(7) 同左]

[3 同左]

4 [同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。

着用を促すよう指導する。

[(4)～(6) 略]

[(4)～(6) 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。